



UNIVAS SSC
Safety and Security Certification

UNIVAS SSC 補償制度

一般社団法人大学スポーツ協会



UNIVAS

審査に合格すると「安全安心認証(SSC)」と補償制度が取得できます。

※初回の審査料(認証は3年間有効)及び補償料は全額UNIVAS負担です

① 安全安心認証 (SSC)



安全安心認証マーク

② UNIVAS SSC補償制度

体制整備 プログラム

安全・安心の体制整備

不祥事があった際のブランドイメージ回復費用(記者会見の実施や第三者委員会の調査に要した費用等)のバックアップ



上限1会員1事故300万円

賠償プログラム

重篤事故に対する 迅速な救済・補償

指導者が大学スポーツにおける業務中に、第三者の身体に障害を負わせた場合に被る損害賠償責任に対してのバックアップ



上限1名1億円、1事故3億円

①体制整備プログラム

- 安全安心認証取得の大学及び競技団体に所属する選手や監督等の「大学スポーツ関係者」による、安全安心ガイドラインに反する不適切な行為が発生した場合の再発防止に向けた体制整備をサポートします。
- 組織のガバナンス体制見直しやコンプライアンス体制強化等に係る指導、助言及び体制整備支援を行うために費やした費用を損害保険でバックアップします。

項目	内容
補償の対象者 (被保険者)	安全安心認証取得の会員大学及び競技団体
対象となる事故	以下の者による、大学スポーツ活動中における以下の「不適切な行為」を対象事故とします。 ＜事故の原因者＞ - 安全安心認証取得会員に所属し、UNIVAS定款第3条に定める大学スポーツに取り組む学生 - 安全安心認証取得会員の運動部の部長、監督、コーチ及びサポートスタッフ等、大学スポーツ関係者（但し、役員(会長、理事長、理事等)は対象外) ＜不適切な行為＞ - 暴力、暴言、脅迫及び威圧等競技の範囲を超えて身体的・精神的苦痛を与える行為（パワハラを含む） - 不快感を与える性的な言動（セクハラを含む） - 差別、義務のない行為の強要、試合の不正操作、ドーピング等、大学スポーツ における正当又は健全な活動を、直接又は間接的に妨害する行為 - その他、大学スポーツに関連して行われる違法行為、加盟団体規則違反行為又はそれらに準じる社会規範に照らして不適切な行為 - 大学スポーツ中の事故で学生等が重篤な事故に遭い、死亡又は後遺障害を負った場合
保険金の種類	組織のガバナンス体制見直しやコンプライアンス体制強化等に係る指導、助言及び体制整備支援を行うために費やした費用を保険金の対象とします。
保険金額	1会員・1事故あたり、「300万円」が上限となります。

①体制整備プログラム

- 「体制整備プログラム」で想定される事故例は以下のとおりです。

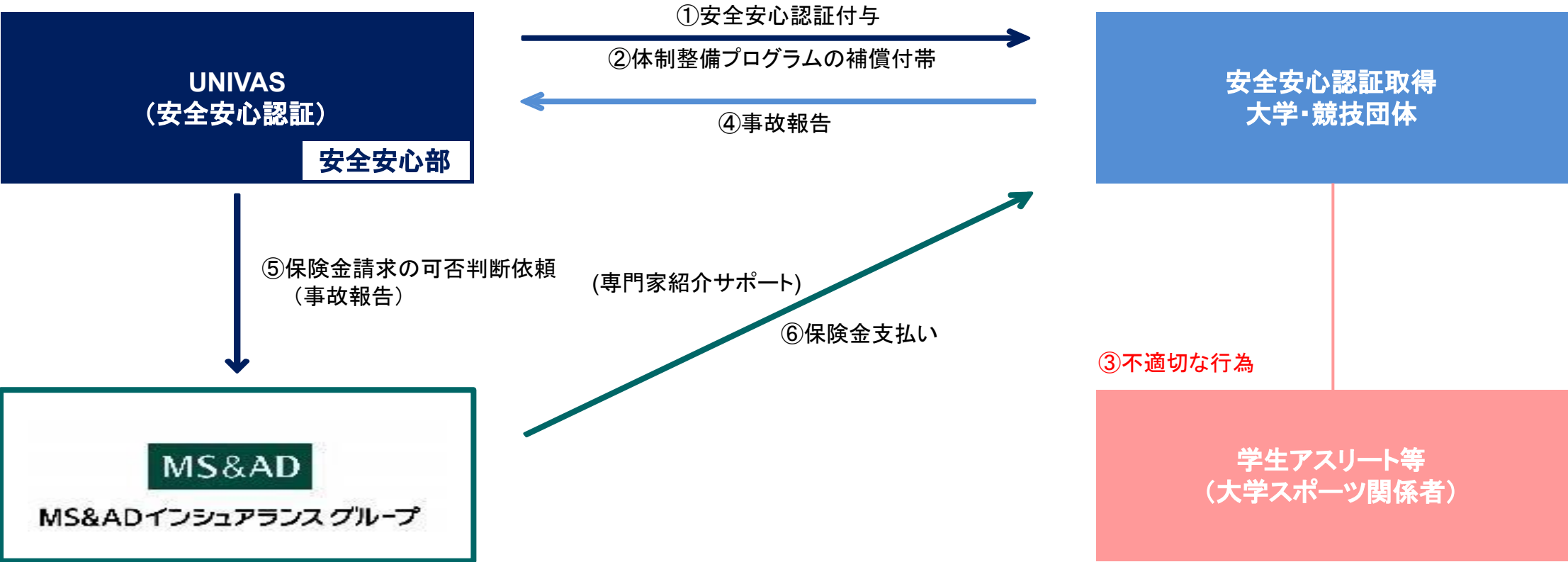
事故例

NO.	事例	過去の記者会見・報道内容より
1	違法薬物使用	部員が大麻 複数人認める 無期限活動停止 A大学は、複数の部員が大麻とみられる薬物を使用したため、同部を無期限の活動停止処分にしたと発表した。キャンパスで記者会見した学長は「信頼を裏切ることになった。責任を痛感している」と陳謝した。
2	特殊詐欺	部員が特殊詐欺 警察は大学3年の部員を詐欺の疑いで逮捕したと発表した。 署によると、逮捕容疑は、銀行員を装って調布市内の70代女性に電話をかけ、「スキミング防止機能が付いたタイプに交換しましょう」と嘘を言い、キャッシュカード3枚を詐取したというもの。約150万円が女性の口座から引き出された。
3	パワハラ	監督がパワハラ 男子部員に暴言、2人退部 部員2人が、監督から暴言などのパワハラを受け、退部に追い込まれた。大学は監督や部員からの聞き取り調査に乗り出した。日本学生対抗選手権が開催されているが、監督は自宅待機となっている。一部報道によると、監督がけがをした部員に「ざまあみろ」などと怒鳴り、練習の参加も認めないといったことがあったという。
4	セクハラ	監督 セクハラ 複数選手に 監督が、女子部員にセクハラ行為を繰り返したとして、大学から自宅待機を命じられていることが分かった。大学側はハラスメントと思われる行為は確認していると言い、「詳細を調査した上で厳正に対処する」としている。

①体制整備プログラム

- 不適切な行為(事故)が発生した場合、対応事項が多岐にわたるため、保険会社が大学や競技団体と速やかに打ち合わせのうえ、円滑に解決できるようサポートします。
- 原因調査、事故対応方法や再発防止方法の策定について、保険会社による経験豊富な専門家(アドバイザー)の紹介が可能です。

オペレーション・フロー



②賠償プログラム

- 安全安心認証取得の大学・競技団体及び所属する指導者が、「大学スポーツ」中の業務遂行に起因して、第三者の身体に障害を負わせた場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害等に対して保険金をお支払いします。

項目	内容
補償の対象者 (被保険者)	1. 安全安心認証取得の会員大学および会員競技団体 2. 安全安心認証取得の会員大学の運動部の部長、監督、コーチ及びサポートスタッフなどの大学スポーツ指導者 (但し、役員(会長、理事長、理事等)は対象外)
対象となる事故	UNIVAS定款第3条に定める「大学スポーツ」中の業務遂行に起因して第三者の身体に障害を負わせた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することとなった事故を対象事故とします。
保険金の種類	法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害賠償金や訟争費用等を保険金の対象とします。
保険金額	被害者1名あたり「1億円」、1事故あたり「3億円」を限度に補償します。

②賠償プログラム

- 「賠償プログラム」で想定される事故例は以下のとおりです。

NO.	事故事例
1	Aさんはバレーボールの練習中、体育館でネットに引っかかって転倒し床に後頭部を強打、3日後に硬膜下血腫で死亡。 Aさんの両親は、「監督がすぐに医師に診せるべきだった」として、学校に対して約1億円の損害賠償を請求。 学校側が事故を風化させないためAさんの名前を冠した球技大会を年1回行うことなどを条件に和解が成立。
2	監督Bは、試合に負けた罰としてC選手らに投げ込みやダッシュなどを課した。 Cさんは練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。 民事責任について、Bは過失を認めて謝罪、賠償金約 5,000万円で和解。
3	部員Dが部の活動中に使用していたトレッドミルにて転倒。機械に巻き込まれ、右足をケガ。 施設管理責任や指導者の注意義務責任が問われ、治療費等で約 440万円の損害賠償請求。
4	指導者Eが、保護者Fによる生徒Gへの叱責を止めようとした際、保護者 Fを押し倒してしまい、ケガを負わせた。 主催者である競技団体および指導者Eに対する損害賠償請求として、約 200万円の損害賠償請求。
5	H選手が対戦相手の突きを顔に受け、脳幹部外傷性くも膜下出血などで倒れた。一命を取り止めたが、手足に障害が残った。これに対して両親は、技が未熟なまま大会に出場させた学校側に責任があるとして、損害賠償を請求。 空手部に入部するまで空手の経験がなく、わずかな期間の練習で大会に出場させたのは安全配慮義務違反にあたると主張。約 4,500万円を支払うことで和解。

②賠償プログラム

- 不適切な行為(事故)が発生した場合、対応事項が多岐にわたるため、保険会社が大学や競技団体と速やかに打ち合わせのうえ、円滑に解決できるようサポートします。
- 原因調査、事故対応方法や再発防止方法の策定について、保険会社による経験豊富な専門家(アドバイザー)の紹介が可能です。

オペレーション・フロー

